

高校生活について

令和6年11月28日 改定

(1) 礼儀・作法

お互いに人格を尊重し、敬意をもって接しよう。また、あいさつは日常的に自分のものとしよう。

(2) 身だしなみ・服装

- ① 通学には服装規程に定める制服を着用すること。
- ② 服装は清楚で気品あるように心掛けること。髪の毛の染色・パーマントは禁止とする。
- ③ ピアス等の装飾品は禁止とする。
- ④ 通学靴は指定しないが、安全に登校できる靴を使用すること。
ヒールやスリッパ・サンダルなどの安全性を欠くものは禁止。
校舎内では定められた上履きを用い、体育館フロアーには体育館シューズ又は素足であること。

(3) 登校・下校

- ① 8時から8時30分までの間に登校し、登校後は外出しないこと。やむを得ず外出しなければならないときは、所定の外出許可証に用件を記入し、教員の許可印を得ること。
- ② 下校時刻は午後5時。

(4) 校内生活

自主性を尊重し、学校生活がお互いの努力によって、明るく楽しいものとなるよう心掛けよう。

- ① 貴重品はなるべく持参しないこと。やむを得ず持参したときは、紛失や盗難のないように注意を払うこと。なお体育や部活動などで携行できないときは貴重品袋を利用すること。
- ② 校内における金品の紛失・盗難・拾得については必ず生徒指導部に届けること。
- ③ 校舎や学校備品などを大切に扱い、汚したり壊したりしないようにすること。
- ④ 備品などを過って破損させた場合は、関係教員または学級担任に申し出ること。
なお、補修にかかる費用については、原則、実費負担とする。
- ⑤ 学習に関係のない雑誌、漫画、遊戯具は学校に持参しないこと。
- ⑥ 授業中の携帯電話の使用は原則として禁止。特に考査中は厳禁とする。

(5) 校外生活

高校生としての自覚をもち、自律ある行動をしよう。

- ① パチンコ・雀荘など、年齢制限のある遊技場や、大阪府青少年健全育成条例に定められた利用時間帯以外の時間帯にボーリング・ゲーム/メダルコーナーなどの遊技場への出入りは禁止。
- ② 下校時の無駄な寄り道や、夜間の外出は控えること。
- ③ 旅行に出る際は周到な計画をたて、保護者の承認を得ること。学割が必要な場合には旅行届を提出し、生徒指導部・学級担任・事務室の承認を得ること。
- ④ アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情などによりやむを得ずアルバイトをする場合は、事前に保護者・担任などとよく相談し、アルバイト届を提出すること。

(6) 禁止事項

- ① 飲酒・喫煙・シンナーなどの薬物の使用及び同席。
- ② 暴力行為や他人に迷惑をかける行為。
- ③ 他人を誹謗中傷するメールや、SNS などへの書き込み。
- ④ 考査中の不正行為。
- ⑤ 通学時に単車や自動車を運転すること（休日、制服での運転も含む）。

重大な交通違反、暴走行為など。

上記の禁止事項に違反した生徒には、懲戒処分を含む厳重な指導を行う。

(7) アルバイト規定

- ① 授業期間中のアルバイトは禁止する。ただし、奨学金を受けている等の真にやむをえない事情のある場合は、以下のルートを通して認める場合がある。

《許可ルート》 保護者→担任→学年生指係→部長

- ② 長期休業中のアルバイトについては、届け出制とし、担任を届出先とする。但し、以下の条件を除くものとする。

《認められない条件》

- ・ 危険度の高い業務に従事する場合
- ・ 就業時間が夜間にわたる場合
- ・ 単車や自動車を使用する場合
- ・

《届出ルート》 保護者→担任→学年生指係→部長